

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌ドーム可動設備保全業務
発 注 課	スポーツ部施設課
選 定 事 業 者	川崎重工業株式会社 北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
札幌ドームのホヴァリングステージ等可動設備の一括更新を行うことは、予算面及び工期の面から不可能であり、ドーム施設を稼働営業させながらの段階的かつ部分的な更新が必要となります。また、同設備には、メーカー独自の部品や技術が使用されています。本業務は、札幌ドームの可動設備の主要部品更新業務であり、上記のとおり、施設を稼働させながらの更新かつ、既設使用部品との互換性を確保するには、設計・製造メーカーの技術が必要かつ、製造メーカー部品以外での代替が不可能である。 以上より、上記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、上記業者を特命とする。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

決 定 日	令和6年5月7日
-------	----------